

質問に対する回答について

地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計監査人の選定に係る公募型プロポーザルについて、選定スケジュールに基づき、5月23日（金）までにいただいたご質問に対し、次のとおり回答します。

No.	区分	頁	行(表)	質問内容	回答
1	実施要領	4	8（2）	提出書類③業務実績書は会計監査の実績を記載するということでしょうか。その場合、記載する実績は、「評価基準」に記載の、「独立行政法人及び地方独立行政法人（特に公営企業型地方独立行政法人の実績）、病院に対する業務実績で過去3年間の実績」を記載することでしょうか。	・業務実績書に記載いただく会計監査の実績については、「評価基準」にお示した実績について過去3年間分を必ず記載いただき、それ以外の期間の実績についても更に記載いただいて構いません。ただし、その場合は、過去3年間の実績と区別してご記載ください。
2	実施要領	4	8（2）	提出書類③実務実績書で実績が確認できる書類（契約書の写し等）とありますが、会計監査を実施していることが分かる資料であれば問題ないでしょうか（公表済みの独立監査人の監査報告書（写）等）。	・お見込みのとおり、公表済みの独立監査人の監査報告書の写しをご提出いただければ問題ありません。
3	仕様書	1	4 業務の内容	令和6年度決算において公営企業会計で常滑市病院事業及び半田病院事業で減損損失を計上する見込みはありますでしょうか。	・ありません。
4	仕様書	1	4 業務の内容	現在の機構が運営する知多半島総合医療センター及び知多半島りんくう病院並びに訪問看護ステーションきずなについて、財務会計システム、固定資産システム、人事給与システム、医事会計システムのうち、共通のシステムではないものがありましたらご教示ください。	・共通システムでないものは下記のとおりです。 固定資産システム 医事会計システム
5	仕様書	1	4 業務の内容	「地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する共同規約」を拝読する限り、貴機構は財務諸表作成にあたり、公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解の基準第100（以下参照）における「設立団体ごとに区分して経理する」こととはされていないと理解しておりますが、この理解が正しいかご質問させていただきます。 第100 設立団体が二以上である公営企業型地方独立行政法人における区分経理の原則 法第123条第2項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第1項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である公営企業型地方独立行政法人においては、地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準第98、第99、第100、第101及び第102並びに注解69、70、71及び72に準じて会計処理並びに注記を行う。	・お見込みのとおり、設立団体ごとに区分して経理することとはしておりません。
6	仕様書	1	4 業務の内容	ご認識されている範囲で、貴法人の理事、監事、会計に関する重要な役職に当法人の社員・元社員が就任されていれば、ご教示ください。	・現時点において、法人の理事、監事、会計に関する重要な役職に就く職員の中に、ご質問いただいた全社の社員・元社員は存在いたしません。

※「区分」欄については、要領・仕様書・様式1など該当する資料の別を記入